【表紙】

【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	弁護士　川村　明
【住所又は本店所在地】	東京都港区元赤坂一丁目2番7号　赤坂Kタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所
【報告義務発生日】	該当事項ありません
【提出日】	平成27年8月7日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項ありません
【提出形態】	該当事項ありません
【変更報告書提出事由】	該当事項ありません

【発行者に関する事項】

発行者の名称	昭和シェル石油株式会社
証券コード	5002
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京

【提出者に関する事項】

１　【提出者(大量保有者)／１】

個人・法人の別	法人（有限責任会社）
氏名又は名称	アラムコ・オーバーシーズ・カンパニー・ビー・ヴィ (Aramco Overseas Company B.V.)
住所又は本店所在地	オランダ王国ハーグ、ケー・エックス2517 スヘーヴェニングスウェグ62-66 (Scheveningseweg 62-66, 2517KX The Hague Netherlands)
事務上の連絡先及び担当者名	東京都港区元赤坂一丁目2番7号　赤坂Kタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士　楽　楽
電話番号	03-6888-5879

【訂正事項】

訂正される報告書名	大量保有報告書
訂正される報告書の報告義務発生日	平成22年8月24日
訂正内容	平成22年8月31日提出の大量保有報告書について以下の箇所を訂正いたします。

（訂正前）

第２　【提出者に関する事項】

１　【提出者(大量保有者)／１】

（6）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし

（訂正後）

第２　【提出者に関する事項】

１　【提出者(大量保有者)／１】

（6）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

提出者及び共同保有者であるザ・シェル・ペトロリウム・カンパニー・リミテッドと同じく共同保有者であるザ・アングロ・サクソン・ペトロリウム・カンパニー・リミテッドとの間には平成16年8月31日に締結した株主間契約(Shareholders’Agreement)があり、原則として、相手方の同意がない限り発行者の株式の買い増しをしない合意及び発行者の株式を譲渡しようとする場合には一定の条件のもと相互に先買権を有する合意が存在している。